

平成16年(ク)第429号

決 定

東京都墨田区墨田1-6-12-101

(送達場所 東京都墨田区堤通2-3-1-1208 東白鬚マンション)

抗 告 人 大 高 正 二

東京高等裁判所平成16年(ラ許)第67号許可抗告申立て事件について、同裁判所が平成16年3月31日にした決定に対し、抗告人から特別抗告があった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

民事事件について特別抗告をすることが許されるのは、民訴法336条1項所定の場合に限られるところ、本件抗告理由は、違憲をいうが、その実質は原決定の単なる法令違反を主張するものであって、同項に規定する事由に該当しない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成16年 8 月 30 日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官

藤

田

宙

靖



奈本。コヒ。

裁判官

金

谷

利

廣



裁判官

濱

田

邦

夫



裁判官

上

田

豊

三

